

不正受給について！！

事業主の方へ

- 不正受給を行った事業主は、
 - ① 不正受給の全額に加え、延滞金、不正受給の20%に相当する額が請求されます。
 - ② 不正受給から5年間、全ての雇用関係助成金が受給できなくなります。
 - ③ 事業主名等が原則公表されます。
- 不正に関与した社会保険労務士又は代理人（弁護士を含む）が事業主の申請等を代わって行った場合、助成金の支給対象とならない場合（※1）があります。

※1 助成金の支給対象とならない場合とは、不正に関与した社会保険労務士又は代理人（弁護士を含む）を厚生労働省ホームページに掲載後、当該不正に関与した社会保険労務士又は代理人（弁護士を含む）が申請を代わって行う場合です。
- 訓練（※2）の実施が要件となっている助成金について、不正に関与した訓練実施者が行った訓練については、助成金の支給対象とならない場合（※3）があります。

不正に関与した訓練実施者については、厚生労働省ホームページ（「事業主の方のための雇用関係助成金」）に掲載しますので、ご確認ください。

※2 ここでいう訓練とは、職業訓練、教育訓練など訓練名称の如何を問わず、広く研修等を含みます

※3 助成金の支給対象とならない場合とは、不正に関与した訓練実施者を厚生労働省ホームページに掲載後、当該訓練実施者が行う訓練計画を立てて（又は計画のない場合は訓練を実施して）申請を行う場合です。
- 「支給要件確認申立書」をご提出ください。「支給要件確認申立書」は申請の都度、提出する必要があります。

社会保険労務士又は代理人（弁護士を含む）の方へ

事業主の申請を変わって行う場合、以下の事項に同意していただく必要があります。

- 支給のための審査に必要な事項の確認（※）に協力すること
※ 不正受給に関与している疑いがある場合の事務所等への立ち入りを含みます
- 不正受給に関与していた場合は、
 - ① 申請事業主が負担すべき一切の責務について、申請事業主と連帯し、請求があった場合、直ちに請求金を弁済すべき義務を負うこと
 - ② 事務所（又は法人）名等が公表されること
 - ③ 不支給とした日又は支給を取り消した日から5年間（取り消した日から5年経過した場合であっても、請求金が納付されていない場合は、時効が完成している場合を除き、納付日まで）は、雇用関係助成金に係る社会保険労務士が行う提出代行、事務代理に基づく申請又は代理人が行う申請ができないこと。